

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱を公表する。

平成23年7月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第9号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の表中

「無収入」を

「無収入又は非自発的失業」に改める。

附 則

この告示は、平成23年7月25日から施行する。